平成２９年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２－８－15　ジュエル武庫之荘203、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口462番地の３
債務者　葛西　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８８号
兵庫県豊岡市正法寺35番地の２　群波アパートⅡ　101号
債務者　ヘアーサロンモリタこと　森田　　勝
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
奈良県葛城市疋田204番地11
債務者　椿本ゆかり（旧姓藤波）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
奈良県香芝市高36番地
債務者　ひかり工芸こと　池浦　忠光
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
奈良県橿原市土橋町154番地の８
債務者　宮本　　純
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番23―304号
債務者　岡本　千明
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
島根県浜田市原町16番地（302）
債務者　北村　洋一
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１７３号
徳島県板野郡上板町西分字馬道78番地10
債務者　大久保尚也
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４号
愛媛県松山市畑寺１丁目４番35号　吟松団地７棟733号
債務者　松島　悟美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
愛媛県松山市本町６丁目６－７　ロータリー本町625、住民票上の住所愛媛県松山市萱町２丁目６番地２　グレイスハイツ1001号
債務者　竹内　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
愛媛県今治市阿方甲337番地３　はなこ203号、旧住所愛媛県今治市宮窪町宮窪1651番地１
債務者　藤本　竜太
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１２６号
福岡県飯塚市佐與1381番地９
債務者　高瀬　正美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３６７号
宮崎県串間市寺里２丁目８－15
債務者　平川　美樹（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８０号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目６番16号　波之平サンハイツ101号
債務者　宮城カズ子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目４番11号　プレステージフジ鹿児島参番館105号
債務者　福田智惠子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町１番12―15号
債務者　井料千代美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４７号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町18番２－47号
債務者　富澤　弘江
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部